

東日本大震災からの復興の基本方針

(男女共同参画関係部分抜粋)

平成 23 年 7 月 29 日
東日本大震災復興対策本部

1 基本的考え方

- (ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。
あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

- (ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

- (ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。
- (iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(2) 地域における暮らしの再生

①地域の支え合い

- (i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。
- (iv) 被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。

②雇用対策

- (ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
- (iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生

③農業

- (iii) 戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。
- (ハ) 農業経営の多角化戦略
農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

7 復興支援の体制等

(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割

- (iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。